

## 奈良学園大学奈良文化女子短期大学部における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定。）を踏まえ、奈良学園大学奈良文化女子短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用及び研究活動に係る不正行為（以下「不正行為等」という。）を防止するとともに、不正行為等が行われ、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するため必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人等の公的資金配分機関が研究機関に配分する科学研究費補助金等の競争的資金等をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動を行う教職員及び本学の施設又は設備若しくは研究費を利用して研究活動を行うすべての者（学生及び研究生、その他本学において修学する者を含む。）をいう。

3 この規程において「不正行為等」とは、教職員等又は教職員等であった者が本学在籍中に行った次に掲げる行為及びそれらへの助力をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為にあたらぬ。

(1) 研究の申請、実施、報告又は審査における故意の捏造（データ又は実験等の結果を偽造することをいう。）、改ざん（研究資料・機器・過程を不正に変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）又は盗用（他の研究者の研究内容、研究結果又は文章等を当該研究者の了解若しくは適切な手続きを経ることなしに流用することをいう。）

(2) 公的研究費の不正使用（私的流用、不正受給、目的外使用又は不正経理等、法令、研究費を配分した機関〔以下「資金配分機関」という。〕が定める規程等及び本学規程等に違反して経費を使用することをいう。）

(3) 前号、前々号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

4 この規程において「部局」とは、本学業務の一定部分を受け持つ局、課、学科、図書館をいう。

### (責任体系)

第3条 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止を図るため、本学の運営・管理に関わる者の責任と権限は次のとおりとする。

#### (1) 最高管理責任者

公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止について、最終責任を負う最高管理責任者は、学長とする。

最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止を行うことができるよう、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

#### (2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、学内全体の公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止対策を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする学内全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに最高責任者に報告しなければならない。

(3) コンプライアンス推進責任者

学内の部局等の公的研究費の運営、管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置き、図書館長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の指示の下、次に掲げる内容を実施する。

- ・ 公的研究費の不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- ・ 公的研究費の不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ・ 構成員が、適切に公的研究費の管理・執行等を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(4) 研究倫理教育責任者

研究活動における不正行為の防止を図り、研究倫理教育を実施する者として、研究倫理教育責任者を置く。

研究倫理教育責任者は、学科長をもって充て、本学において研究活動を行うものに対し、研究者倫理に関する規範意識を習得させるために、研究倫理教育を実施しなければならない。

(職務権限)

第4条 公的研究費の執行及び事務処理に関する職務権限は、学校法人奈良学園組織規則及び学校法人奈良学園事務決裁規程等、学校法人奈良学園諸規程及び本学関係諸規程の定めによる。

(職務分掌)

第5条 公的研究費の執行に関する職務分掌は次のとおりとする。

(1) 研究者

物品購入依頼に関する書類の作成、出張伺の作成、その他公的研究費支出に関わる提出書類の作成に関すること。

(2) 事務局長

予算執行状況の検証、不正防止計画の推進、不正行為等に関する通報の受付、内部監査に関すること。

(3) 事務局経理担当者

予算執行状況管理及び支出管理、公的研究費の使用ルール等の相談に関すること。

(4) 事務局総務担当者

内部監査に関すること。

(5) 事務局研究費事務担当者

物品の発注及び検収、旅費及び公的研究費に関わる謝金等の実施確認、事務処理相談に関すること。

(公的研究費の適正な運営・管理)

第6条 公的研究費の適正な運営・管理を次のとおり行うものとする。

(1) 統括管理責任者は定期的に予算執行状況を把握するとともに、研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

(2) 公的研究費の執行状況管理及び支出管理は事務局経理担当者が行うものとする。

(3) 物品の購入・納品・検収及び出張旅費等は、別に定められている本学のルールに従い適正に執行しなければならない。

(不正防止)

第7条 最高管理責任者は公的研究活動に関わって不正の発生する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

(不正防止計画推進委員会)

第8条 最高管理責任者の下に、大学全体の観点から実態を把握・検証し、不正防止計画を推進するために、不正防止計画推進委員会を設置する。

2 前項の不正防止計画推進委員会は、学長、副学長、図書館長、学科長、事務局長、総務課長をもって構成し、不正防止計画をはじめとする学内全体の具体的な対策を策定・実施する。

3 各部局は、不正防止計画推進委員会との連携、協力の下に、主体的に不正防止計画を実施するものとする。

(構成員の責務)

第9条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、関係する法令・通知及び本学が定める規程等並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。

2 前項の構成員は、コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受講し、受講内容を理解した上で、競争的資金等の使用にあたっての誓約書を最高管理責任者に提出するものとする。

(通報窓口)

第10条 本学の研究活動における不正行為等に関する通報、告発等（以下「通報等」という。）及び通報等に係る相談（「通報等までに至らない段階の相談をいう。」以下同じ）に対応するため、受付窓口を事務局に設置する。ただし、通報等の受付窓口を担当する者は、自己との利害関係のある事案に関与してはならない。連絡先として、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを公表する。

2 前項の通報窓口は、統括管理責任者である事務局長とする。ただし、この者が事案と利害関係がある可能性が場合は、最高管理責任者により別の者を指名することとする。

3 通報等を行う者（以下「通報者」という。）は、不正行為等に関する通報等を、受付窓口に対し、書面、電話、FAX、電子メール、面談等により行うことができる。

4 通報等は、原則として顕名により行われるものとし、不正行為等を行ったとする研究者、グループ、不正行為等の態様等事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的合理的理由が示されているものを受け付ける。ただし、匿名による通報等があった場合は、通報等の内容に応じ、顕名の通報等に準じて取り扱うことができる。

5 報道や学会等により不正行為等の疑いが指摘された場合は、第4項ただし書きによる通報等があった場合に準じて取り扱うものとする。

6 本学に所属する研究者に係る不正行為等の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為等を行ったとする研究者・グループ、不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを、最高管理責任者が確認した場合、第4項ただし書きによる通報等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

7 通報等があった場合には、直ちに最高管理責任者へ報告し、最高管理責任者は、必要な教職員を指名して、通報等を受理するか否かを協議する。

8 最高管理責任者は、協議の結果、通報等を受理することとなった場合、通報等をされた者（以下「被通報者」という。被通報者以外で不正行為等に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）の所属する部局長に予備調査を要請する。被通報者の所属部局が特定されない場合（被通報者が複数の者であり、所属する部局が複数となる場合も同じ。）は、最高管理責任者が予備調査を行う者を指名する。最高管理責任者は、通報等を受理しないことを決定した場合、その旨、理由を付して、通報者に通知する。

9 通報等の内容が、本学に該当しないときは、該当する研究機関又は資金配分機関に当該通報等を回付する。また、本学に加え、他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に

当該通報等について通知する。なお、他機関から上記通報等の回付又は通知があった場合は、本学受付窓口において受け付けたものに準じて取り扱う。

- 1 0 書面による通報等、受付窓口が受け付けたか否かを通報者が知りえない方法による通報等がなされた場合は、通報者に受け付けたことを通知する。ただし、匿名による通報はこの限りではないが、調査結果が出る前に通報者の氏名が判明した後は、顕名による告発者として取り扱う。
- 1 1 告発の意思を明示しない相談については、相談を受けた機関はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。ただし、相談者から告発の意思表示がなされない場合にも、最高管理責任者の判断でその事案の調査を開始することができる。
- 1 2 最高管理責任者は、不正行為等が行われようとしている、あるいは不正行為等を求められているという通報等については、内容を確認、精査し、相当の理由があると認めたときは被通報者に警告を行う。ただし、本学が、被通報者の所属する機関でないときは、通報等を被通報者の所属する機関に回付することができる。
- 1 3 通報等を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなどし、通報内容や通報者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- 1 4 最高管理責任者は、受付窓口へ寄せられた通報の通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 1 5 調査事案が漏えいした場合、最高管理責任者は通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。
- 1 6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、通報者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 1 7 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

(事案の調査)

第11条 本学に所属する研究者に係る研究活動の不正行為の告発があった場合、原則として本学が告発された事案の調査を行う。

- 2 被通報者が他の研究機関で行った研究に係る通報があった場合、研究が行われた研究機関と協議して、通報された事案の調査を行うものとする。
- 3 被通報者が本学を既に離職している場合、現に所属する研究機関と協議して、通報された事案の調査を行うものとする。また、被通報者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、本学が告発された事案の調査を行う。
- 4 通報された研究の分野に関連がある他の研究機関や学協会等の研究者コミュニティに調査を委託すること、もしくは調査を実施する上での協力を求めることができる。

(予備調査委員会の構成)

第12条 当該部局長は、予備調査委員会（委員長は当該部局長とする。）を設置し、予備調査委員を指名する。その際、最高管理責任者が指名する教職員を委員に加えることができる。

(予備調査委員会の任務)

第13条 予備調査委員会は、(1)通報等の行為が行われた可能性、(2)第10条第4項の通報等の際に示された科学的合理的理由の論理性等、(3)研究費の不正使用の場合は、前記(1)及び(2)を確認又

は証明する資料が存在するか否かなど通報等の内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

2 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯、事情を含め、不正行為等の問題としての調査対象か否かを調査し、判断する。

(本調査)

第14条 予備調査委員長は、通報等を受領した日から30日以内に最高管理責任者に予備調査結果を報告する。

2 最高管理責任者は、予備調査結果を受けて、直ちに通報等がなされた事案の本調査を行うか否かの決定をする。

3 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知する。この場合、予備調査を担当した部局は、予備調査に係る資料等を保存し、資金配分機関や通報者の求めに応じ開示することができる。

4 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外の機関に所属している場合には、これに加え当該所属機関にも通知する。

5 最高管理責任者は、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、当該資金配分機関及び文部科学省に対し、本調査を行う旨を報告し、調査方針、調査対象及び方法について協議する。

6 本調査は、本調査実施の決定後30日以内に開始する。

7 通報等された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮する。

8 最高管理責任者は、直ちに調査委員会を設置し、調査委員長には、最高管理責任者が指名する統括管理責任者を、副委員長には、当該事案の予備調査委員長を充てる。

9 調査委員会について、論文等の不正に係る調査委員会には、法律の知識を有する者及び被通報者に係る研究分野の専門的知識を有する学外の者を半数以上含め、研究費の不正に係る調査委員会には、法律及び会計等の専門的知識を有する学外の者を半数以上含め、調査に必要な者で組織する。

10 調査委員会委員は通報者及び被通報者と直接利害関係を有しない者で構成する。

11 調査委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席がなければ、委員会を開くことができない。また、議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

12 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に通知する。これに対して、被通報者から10日以内に異議申立てがあった場合、最高管理責任者及び調査委員会委員長は、異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

13 調査委員会は、論文等の不正の場合には、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより調査を行う。また、研究費の不正の場合には、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者等のヒアリングなどにより調査を行う。この際、被通報者からの弁明の機会を設ける。

14 調査委員会が被通報者に再実験などにより再現性を示すことを求めた場合、あるいは、被通報者が自らの意思によりそれを申し出た場合には、調査委員会は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を保証する。ただし、被通報者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしや認定の先送りを主な目的とする調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。

- 15 最高管理責任者は調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知し、この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、通報者及び被通報者などの関係者は誠実に協力しなければならない。また、本学以外の機関において調査がなされる場合で、協力を要請された場合は誠実に協力しなければならない。
- 16 最高管理責任者は、必要に応じて被通報者等に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。
- 17 調査の対象には、通報等に係る研究及び研究費のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究及び研究費をも含めることができる。
- 18 調査委員会は、本調査に当たって、通報等に係る研究及び研究費に関して、証拠となる資料、関係資料等を保全する措置をとる。この場合、通報等に係る研究が行われた研究機関が本学でないとき、調査委員会は、当該研究が行われた機関に対し、通報等に係る研究に関して証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとるよう依頼する。ただし、被通報者の研究活動が、これらの措置に影響しないと調査委員会が判断すれば研究活動の制限は行わない。
- 19 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。また、調査の終了前であっても、配分機関等の求めに応じ調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。
- 20 調査に当たり、調査対象となる公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とするべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。
- 21 調査委員会は、本調査の開始後、150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為等が行われたか否かとともに、不正行為等と認定された場合はその内容、不正行為等に関与した者とその関与の度合、不正行為等と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。
- 22 調査委員会は、不正行為等が行われなかったと認定された場合にあって、調査を通じて通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行う。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与える。
- 23 調査委員長は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を直ちに最高管理責任者へ報告する。
- 24 調査委員会の調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 25 調査委員会は、前項により被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為等か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被通報者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断しなければならない。なお、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為等と認定することはできない。
- 26 不正行為等に関する証拠が提出された場合には、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為等であるとの疑いが覆されないときは、不正行為等と認定される。また、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為等であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の

不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間（第20条）を超えることによるものである場合についても同様とする。

27 最高管理責任者は、調査結果を踏まえ、不正行為等か否かの認定を行う。

（調査結果の通知）

第15条 最高管理責任者は、調査結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為等に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者及び調査委員会は、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該資金配分機関及び文部科学省に提出する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合、通報者の所属機関にも通知する。

（不服申立て）

第16条 調査の結果、不正行為等が行われたと認定された被通報者は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

2 調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者（次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく通報等と認定された者を含む。）は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

4 不正行為等があったと認定された場合に係る被通報者による不服申立てについて、調査委員会（上記3項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、直ちに最高管理責任者へ報告するとともに、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者へ報告し、最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知する。

6 調査委員会（上記3ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、再調査を行う決定を行った場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。このとき調査委員会は、被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を要請する。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。この場合は、調査委員会は、直ちに最高管理責任者へ報告し、最高管理責任者は、被通報者に当該決定を通知する。

7 最高管理責任者は、被通報者から不正行為等の認定に係る不服申立てがあったときは、通報者へ通知する。また、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、当該資金配分機関及び文部科学省にも通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

8 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、当該結果を被通報者、被通報者が本学以外の機関に所属するときは被通報者が所属する機関及び通報者へ通知する。また、当該事案

に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、当該資金配分機関及び文部科学省にも通知する。

9 調査委員長は、悪意に基づく通報と認定した通報者から不服申立てがあった場合、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は通報者が所属する機関及び被通報者に通知する。また、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、当該資金配分機関及び文部科学省にも通知する。

10 上記9項の不服申立てについては、調査委員会は、30日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、この再調査の結果を通報者及び通報者が所属する機関及び被通報者に通知する。また、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、当該資金配分機関及び文部科学省にも通知する。

(調査結果の公表等)

第17条 最高管理責任者は、不正行為等が行われたことを認定した場合は、次の事項を速やかに公表するものとする。

- (1) 不正行為等に関与した者の所属及び氏名
- (2) 不正行為等の内容
- (3) 統括管理責任者又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要と認める事項

2 最高管理責任者は、不正行為等が行われたとの認定があった場合、不正行為等への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為等が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者等に対し、懲戒規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為等と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

3 最高管理責任者は、不正行為等が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく通報の認定があったときは、調査結果を公表する。

4 最高管理責任者は、悪意による通報等があった場合は、通報者の所属及び氏名の公表や懲戒処分、刑事告発などの必要な措置を講じることができる。

5 最高管理責任者は、当該公表する内容に学生等が含まれているときは、当該事案に応じて、適切な配慮を行わなければならない。

(懲戒)

第18条 公的研究費の管理及び研究活動に関わって、不正が確認された者は、学校法人奈良学園就業規則により懲戒を行うものとする。

(不正関与業者への対応)

第19条 公的研究費に関わって、不正な取引に関与した業者が確認された場合は、学校法人奈良学園常勤理事会の決議により、取引停止等の措置を行うものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第20条 最高管理責任者及び部局責任者は、通報等(通報等に関する相談を含む)をしたことを理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。通報者の保護については、「公益通報者保護法(平成16年法律第122号)」の趣旨に基づき取り扱う。



(守秘義務)

第21条 不正行為等に起因する問題に対応する者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(研究データの保存・開示)

第22条 研究者は、研究活動によって得られた研究データ・資料について、研究終了から最低5年間保存し、必要な場合に開示しなければならない。

(内部監査)

第23条 本学における研究費の運営、管理及び研究活動に係る不正行為の防止等に関する監査（以下「内部監査」という。）は、総務課及び監査室（学校法人 奈良学園）の職員が実施する。

(内部監査の実施)

第24条 内部監査の実施に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

- (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、本学全体の視点から研究費の運営、管理及び研究活動に係る不正行為の防止等の体制整備等についての監査を行う。
- (2) 不正防止計画推進委員会等との連携により、研究活動に係る不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行う。
- (3) 監事及び会計監査人との連携を強化した監査を行う。このため、別に定める「公的研究費の不正使用等の防止のための内部監査点検方法」を監事及び会計監査人に提出するものとする。

(事務)

第25条 不正行為等の防止に関する事務は、関係各課の協力を得て総務課が行う。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、常勤理事会が決定する。

附 則

- 1 この規定は平成28年2月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 奈良学園大学奈良文化女子短期大学部における公的研究費の管理・監査等に関する規程（平成20年1月15日制定）は廃止する。